

経営所得安定対策における地震被害に伴い今後必要になる書類等について

1. 関連する交付金※への対応について

※経営所得安定対策に係る交付金

交付金を受け取るには原則、適切な栽培管理の上、収穫することが必要です。ただし、自然災害など合理的な理由があり、書類の準備ができれば、地域の基準収量を下回るような場合でも交付金交付の対象となる場合があります。

➤ 合理的な理由により減収した場合、下記の3つの書類を用意する。

①減収した理由書

②減収の要因が自然災害であることがわかる書類(農作物共済等における共済金の支払書類や共済の現地確認は個人では場写真を撮影し理由を整理)

③適切な栽培が行われていたことがわかる書類(作業日誌、種子・肥料の購入伝票等)

作業日誌については記入した上で令和9年2月頃の提出時期まで保管をお願いします。
提出時期には再度提出の旨連絡依頼します。

ほ場へのすきこみを考える方へ

被害状況の判定、確認には宇城市農業再生協議会または農業共済に加入している方は農業共済の確認が必要となります。確認を待たずにすきこむと交付金の対象となりませんので注意してください。

★農業共済に加入している方は、農業共済の確認なくすきこんだ場合、交付金が交付されない可能性があります。

★農業共済に加入していない方、もしくは現地確認が行われない収入保険に加入している方などは、個人で被害状況がわかる書類・写真も整理しておく必要があります。

★一部災害被害が出ていてもその他で適切な管理がされていないことが明らかな場合、交付金が交付されない場合があります。(雑草や病害虫の被害が大きいと認められる場合等)

※いずれの場合でも、交付金をうけとるためには基準収量を下回った場合は理由書・原因が自然災害によることが確認できる書類、適切な栽培がおこなわれていたことが確認できる書類(作業日誌等)が必要になります。

【発行元、連絡先】 宇城市農業再生協議会
JA熊本宇城 農畜産対策課 姉川(TEL:0964-34-3385)
宇城市農政課 蛇嶋・入橋(TEL:0964-32-1641)
再生協小川事務所(TEL:0964-43-1111)